

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年4月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置及び負担調整措置に関する規定について引用条項の整理をするに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第15号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中第14号を削り、第13号を第14号とし、同項第12号中「法附則第15条第25項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「法附則第15条第25項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「法附則第15条第25項第3号イ」を「法附則第15条第25項第4号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「法附則第15条第25項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「法附則第15条第25項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「法附則第15条第25項第2号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第26項第15号中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改める。

附則第34項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の逗子市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。